

第4次地域福祉計画の 計画骨子（案）について



目次

CONTENTS

I	地域福祉計画について	3
II	基本理念と将来像	6
III	現行計画(第3次地域福祉計画)の骨子	8
IV	現行計画の成果・課題の整理	12
V	現行計画策定以降の法改正等	15
VI	基礎調査におけるキーワードやポイント	16
VII	骨子整理のポイントまとめ	17
VIII	今後の予定	18

□ 地域福祉計画策定の目的

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条に規定された「地域福祉の推進」に関する事項を定めるため策定する。

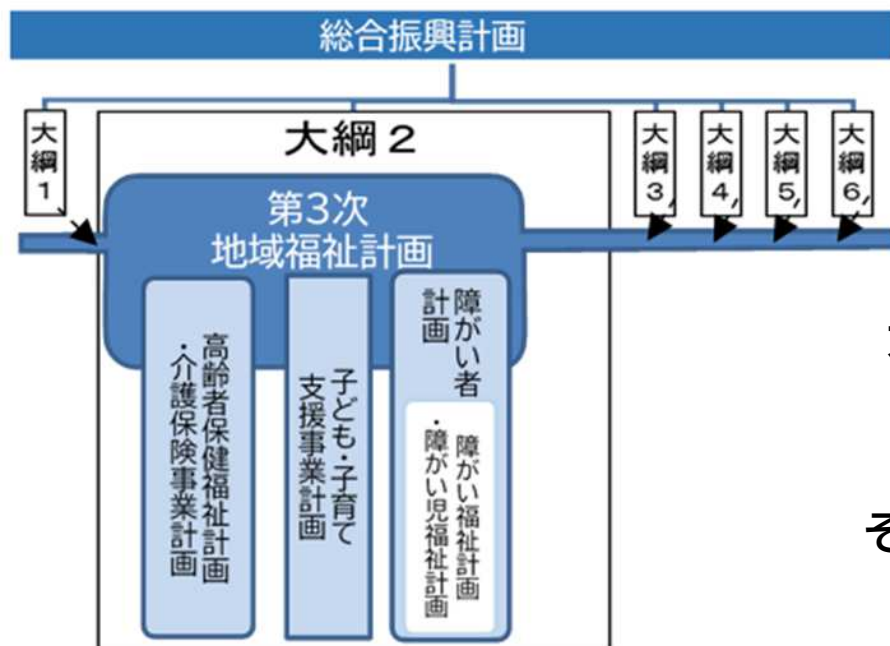
【地域福祉計画の沿革】

	開始年度	計画名称	【計画期間(年度)】
現 行 次 期	平成20(2008)年4月～	越谷市地域福祉計画	【2008～2012】
	平成25(2013)年4月～	第2次越谷市地域福祉計画	【2012～2020】
	令和 3(2021)年4月～	第3次越谷市地域福祉計画	【2021～2025】
	令和 8(2026)年4月～	第4次越谷市地域福祉計画	【2026～2030】

□ 地域福祉計画の位置付け

- 平成30年4月の社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定が義務化されたほか、福祉関連計画の上位計画として位置付けられた。
- 福祉関連計画(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、こども計画等)を推進する上での共通理念を示す。

【市のその他計画等との関係】



大綱2 との関係

- ・大綱2は「保健、医療、子育て、福祉など」の分野を対象としており、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として、主に「子育て、福祉」における重要事項を掲載する。
- ・「子育て、福祉」以外の分野についても、福祉に関連する事項については、地域福祉計画に内容を盛り込む。

大綱2以外 との関係

- ・福祉の向上に資する内容については、地域福祉計画に反映する。
(例)男女共同参画、防災、公共交通、居住支援など

その他計画等 との関係

- ・国の方針や埼玉県地域福祉支援計画の内容を踏まえ策定する。
- ・地域福祉計画と両輪を成す市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは相互に連携・補完し合いながら策定していく。

□ 本日はご協議いただきたい事項【計画骨子（基本理念～基本方針）】

基本理念

すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する

計画骨子とは…

計画の骨組みとなる重要な内容のこと。計画策定では、骨子を固めた上で、具体的な施策や取組の検討を行う。

地域福祉の将来像

地域の新たな支え合い
～いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷～

基本目標 1

市民の主体的な参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

基本目標 2

適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します

基本目標 3

一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に暮らせる地域をつくります

基本方針

(1-1)

一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり

(1-2)

皆がつながりをもてる地域づくり

基本方針

(2-1)

連携・協働による支援の輪づくり

(2-2)

社会的な孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり

(2-3)

福祉サービスの更なる充実・向上に向けた環境づくり

基本方針

(3-1)

多様な生活課題への支援に向けた体制づくり

(3-2)

福祉のまちづくり

基本理念

すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する

地域福祉の将来像

地域の新たな支え合い
～いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷～

【解説】

- ✓ 「**基本理念**」については、越谷市福祉憲章(平成11年9月15日策定)を踏まえ、平成20年3月に策定した**1次計画から現行の3次計画まで継承**
- ✓ 「**地域福祉の将来像**」についても、1次計画策定時に、基本理念と市民によるワークショップの意見をもとに設定し、基本理念と同様、**第1次計画から3次計画まで継承**

3次計画策定以降も、地域課題の多様化やそれに伴う法改正などの社会変化があったが、地域福祉を推進するための基本的な考え方は普遍的である。

「基本理念」「地域福祉の将来像」は4次計画においても継承

【参 考】越谷市福祉憲章（平成 1 1 年 9 月 1 5 日制定）

わたしたち越谷市民は、**生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、**川の流れるこの豊かなまちに、**安心して暮らせる**ことを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、しっかりと手をたずさえ、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる**福祉のまち**をめざして、この憲章を定めます。

●ともに生きよう

かけがえのない あなたのいのち

明日に向けて みんなでつくろう やさしいまちを

（わたしたちは、一人ひとりが個性をもち、自立した、かけがえのない存在です。

たがいに認めあい、励ましあいながら、やさしいまちをつくります。）

●ともにつなげよう

あなたのちから わたしの経験

知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを

（わたしたちは、一人ひとりがいろいろな能力や経験、知恵をもっています。

ちからを発揮し、いかし、あわせて、住みよいまちをつくります。）

●ともにかけあおう

ほほえみと 思いやり

手を取りあって みんなで育てよう ふれあいのまちを

（わたしたちは、たくさんの人との支えあいや助けあいで、生きています。

あたたかいところと、思いやりをもって、ふれあいのまちをつくります。）

●ともに高めよう

すこやかな ところと体

明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとのまちを

（わたしたちは、いつも幸せな日々を願っています。健康を守り、趣味をいかし、生きがいをもって、ところ豊かに暮らせる、

ふるさとのまちをつくります。）

□ 計画に盛り込むべき事項

- ・ 社会福祉法第107条において、第1項各号に掲げる以下5つの事項を一体的に定めるよう努めることとされている。

1号	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 【例】・福祉以外の分野との連携 ・各福祉分野のうち特に重点的に取り組む分野に関する事項 ・既存の制度に明確に位置づけられていない、ひきこもりやサービス拒否など、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方 など
2号	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 【例】・福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 ・支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ・成年後見制度、日常生活自立支援事業などの利用者の権利擁護 など
3号	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 【例】・複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現（民間事業の支援など） など
4号	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 【例】・活動に必要な情報取得や活動拠点に関する支援、住民自主活動と行政の連携など、地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援と連携 ・地域福祉の理解の向上や地域における人材養成など、住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 など
5号	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 【例】・包括的な支援体制の整備に関する事項（重層的支援体制整備事業に関する項目） など

【計画に盛り込むべき事項】

法107条第1項第1号

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

法107条第1項第2号

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

法107条第1項第3号

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

法107条第1項第4号

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

法107条第1項第5号

地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備

【第3次計画の基本目標】

基本目標1

地域住民の課題解決力の強化

市民の主体的参画と協働による地域課題の発見・解決の推進します

基本目標2

包括的支援体制の整備

適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します

基本目標3

福祉施策の共通事項

一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に暮らせる地域をつくります

□ 現行計画の施策体系

基本理念

すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する

基本目標

1. 市民の主体的な参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します



2. 適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します



3. 一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に暮らせる地域をつくります



基本方針

1) 一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり

2) 皆がつながりをもてる地域づくり

1) 連携・協働による支援の輪づくり

2) 社会的な孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり

3) 福祉サービスの更なる充実・向上に向けた環境づくり

1) 多様な生活課題への支援に向けた体制づくり

2) 福祉のまちづくり

人

- ・地域の課題解決力を高める取組、意識醸成
- ・地域で活躍する人材の発掘・育成

地域

- ・地域における交流や活動の場づくり
- ・地域活動団体等における活動・参加促進

連携

- ・身近な地域での団体・専門機関の連携強化
- ・支援に結びつけるための庁内連携の充実

包括

- ・身近な地域での相談支援体制の充実
- ・支援を必要とする人を把握する仕組みの推進
- ・権利擁護における仕組みの推進

質向上

- ・情報提供の充実
- ・サービスの質向上

生活

- ・複合課題への対応

まち

- ・地域力を活かした防犯・防災対策
- ・公共交通施策の充実
- ・居住支援・就労支援の充実

□ 第4次地域福祉計画の骨子検討における基本的な考え方

- 現在の地域福祉において、大きなターニングポイントとなった、
平成30年4月の社会福祉法改正の内容は3次計画に反映済みである。
(福祉関連計画の上位計画への位置づけ、盛り込むべき事項の追加など)
- その後は地域福祉に係る大きな法改正等はないことから、4次計画については、
3次計画をベースに、**3次計画策定以降の法改正や社会の変化、基礎調査の結果**
等を踏まえ、**バージョンアップ(強化・充実)**を図る。



□ 現行計画の進捗状況

【凡例】 目標を達成・上回っている 目標を下回っている

基本目標 1

市民の主体的な参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

指標名			現状値(R1)	目標値(R7)	実績値(R5)	進捗状況
基本方針 1－1 一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり						
施策1-1-1	地区版福祉SOSゲームの研修会実施件数	累計	0件	50件	22件	
施策1-1-2	認知症サポーター養成数	年間	4,926人	5,000人以上	3,378人	
基本方針 1－2 みんながつながりをもてる地域づくり						
施策1-2-1	老人福祉センターの利用者数	年間	29万5,360人	30万人	22万7,219人	
施策1-2-2	地域コミュニティ活動の新規・拡充事業数	年間	17事業	20事業以上	16事業	



成果課題

- ✓ 4つの評価指標すべてについて、目標値を達成していない状況である。
- ✓ ほとんどが対面を基本とする指標のため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが大きな原因として考えられる。
- ✓ 内容を見ると、コロナ5類移行後の令和4年度から回復傾向の指標もあり、目標達成に向けて進捗は図られている。
- ✓ 4次計画に向けては、引き続き地域活動に対する支援の充実を図るとともに、対面のみに依存しない方法も検討する必要がある。

基本目標 2

適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します

指標名			現状値(R1)	目標値(R7)	実績値(R5)	進捗状況
基本方針 2－1 連携・協働による支援の輪づくり						
施策2-1-1	地域包括支援ネットワーク協力事業所数	累計	471ヵ所	530ヵ所	550ヵ所	
施策2-1-2	地域福祉に関わる関係団体の交流・連絡の 機会の創出		なし	設置・運用	設置・運用	
基本方針 2－2 社会的な孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり						
施策2-2-1	地域包括支援センター設置数	累計	11ヵ所	13ヵ所	12ヵ所	
施策2-2-2	民生委員・児童委員相談支援件数	年間	9,740件	1万件以上	6,457件	
施策2-2-3	成年後見制度にかかる中核機関の設置数	累計	なし	1ヵ所	1ヵ所	
基本方針 2－3 福祉サービスの更なる充実・向上に向けた環境づくり						
施策2-3-2	地域包括支援センターを知っている人の割合	年間	64.1%	80%	61.1%(R4)	
施策2-3-3	福祉施設・事業所への集団指導の出席状況	年間	93.8%	90%	68.0%	

成果
課題

- ✓ 7つのうち 3つの評価指標が、目標値を達成している 状況である。
- ✓ 未達成の中では、特に 認知度に関する指標が目立っている。
- ✓ 4次計画に向けては、支援を必要とする方が適切な支援につながるため、支援に関する周知方法を強化する 必要がある。

基本目標 3

一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に暮らせる地域をつくります

指標名			現状値(R1)	目標値(R7)	実績値(R5)	進捗状況
基本方針 3－1 多様な生活課題への支援に向けた体制づくり						
施策3-1-1	自立相談支援事業により自立に向けた改善が見られた割合		87.9%	90%	100%	
施策3-1-2	子どもの学習・生活支援事業参加率		29.7%	40%	33.0%	
施策3-1-2	庁内連携会議の設置・運用		なし	設置・運用	設置・運用	
基本方針 3－2 福祉のまちづくり						
施策3-2-1	自主防災組織のカバー率		90.7%	92.5%	93.1%	
施策3-2-2	公共交通の満足度		66%	70%	64.7%	
施策3-2-3	セーフティネット住宅登録戸数	累計	1戸	420戸	2,232戸	



成果課題

- ✓ 6つのうち4つの評価指標が、目標値を達成している状況である。
- ✓ 未達成の指標は、事業の見直しにより対象者を拡大したものや、満足度を測る指標となっている。
- ✓ 4次計画に向けては、すべての対象者が支援につながるための支援の充実や、満足度向上のため対象者や市民への周知を強化していく必要がある。

時期	主な動き	内 容	越谷市の動き
令和3年度	「改正社会福祉法」施行	地域共生社会の実現に向けた具体的な手法に位置づけられる「<u>重層的支援体制整備事業</u>」が創設（第106条の4）	R4年7月に重層的支援体制整備事業を開始
令和4年度	「こども基本法」成立	すべてのこどもや若者が、将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために、<u>こども施策の基本理念などを明確にし、社会全体でこどもや若者に関する取組を推進</u>する。	こども計画を策定
	「改正児童福祉法」成立	子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として市町村に「<u>こども家庭センター</u>」の設置や<u>子育て家庭への支援の充実</u>が努力義務とされた。	R6年度にこども家庭センターを設置
令和5年度	「認知症基本法」成立	「<u>共生社会の実現を推進するための認知症基本法</u>」が成立（R6.1.1施行）され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことできるため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとされた。	第9期高齢者保健福祉計画において、認知症施策の充実を図った
	「孤独・孤立対策推進法」成立	- 国及び地方における総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、推進体制等について定める「<u>孤独・孤立対策推進法</u>」が成立（R6.4.1施行） - 地方自治体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う「<u>孤独・孤立対策地域協議会</u>」を置くことが努力義務とされた。	R5年2月に埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画
令和6年度	「改正子ども・若者育成支援法」成立	「<u>ヤングケアラー</u>」の定義が初めて法律に明記された。	ケアラー・ヤングケアラー支援の検討
	「住宅セーフティネット法」改正	- 令和6年の通常国会において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が改正され、<u>住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化を図る</u>こととされた。 - 併せて、「<u>生活困窮者自立支援法</u>」「<u>社会福祉法</u>」においても<u>居住支援の強化に関する改正</u>が検討されている。	今後、居住支援体制の強化について検討

□ 市民参加の取組におけるキーワードまとめ（資料1 参照）

基本目標 1



誰もが地域で活躍 できる場や機会の充実

誰もが地域に「居場所や役割がある」と感じられるような活躍の場や機会が求められています

【その他のキーワード・ポイント】

「多様な主体」「助け合える関係」「役割」「人財確保」「活動・活躍の場」「団体のPR」「居場所」etc.

基本目標 2



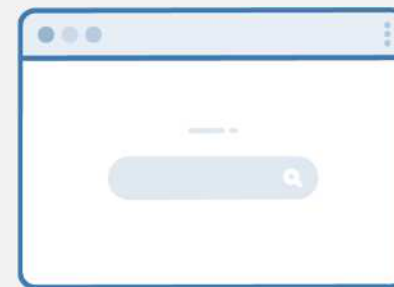
支援体制の強化

多様な課題に対応できる支援体制の強化が求められています

【その他のキーワード・ポイント】

「連携・協働」「孤独・孤立」「つながり」「相談体制」「課題の解決」「伴走型支援」etc.

基本目標 3



情報発信の充実

相談窓口や地域活動団体の情報など必要な情報を届けるために、情報発信の充実が求められています

【その他のキーワード・ポイント】

「行政や社協への期待」「防災・防犯」「生活しやすいまち」「福祉サービスの質」「居住支援」etc.

- ・ 各項目の充実を図るとともに、各種取組の進展に伴い、一部体系の入れ替えを行う。

基本理念

すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する

基本目標

1. 市民の主体的な参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します



2. 適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します



3. 一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に暮らせる地域をつくります



基本方針

1) 一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり

2) 皆がつながりをもてる地域づくり

1) 連携・協働による支援の輪づくり

2) 社会的な孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり

3) 福祉サービスの更なる充実・向上に向けた環境づくり

1) 多様な生活課題への支援に向けた体制づくり

2) 福祉のまちづくり

4次に向けた状況の変化や整理のポイント

- 引き続き取組の充実を図るとともに、地域の担い手が継続的に活動できる環境づくりが必要

基本目標1

- 多様化する地域課題に対応するため、各主体が役割をもって、より主体的に取り組める地域づくりが必要

基本目標1

- 今後は、大学や企業等も含めた多様な主体による、より発展的な地域づくりが必要

基本目標1へ

- 様々な分野が連携した孤独・孤立対策が必要

基本目標2

- 情報発信の充実など、これまで以上に行政が主体的に取り組んでいくことが必要

基本目標3へ

- 重層的支援体制整備事業が開始され、今後は、さらなる支援体制の強化・充実が必要

基本目標2へ

- 居住支援の強化等、様々な分野において、福祉に関する支援の充実が必要

基本目標3

